

○宇佐市空き缶等ポイ捨て防止条例

令和3年12月22日条例第25号

宇佐市空き缶等ポイ捨て防止条例

(目的)

**第1条** この条例は、市、市民等、事業者及び管理者等が一体となって、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふんの散乱を防止し、地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器（中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。）、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他これらに類するもので投棄されることによりごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等を回収容器その他これに類するもの以外の場所に捨てることをいう。
- (3) 市民等 市民、市内の事業所に勤務する者、旅行者その他滞在者をいう。
- (4) 事業者 容器、包装紙その他これらに類するものに収納した飲食物、たばこ等を製造し、又は販売する者をいう。
- (5) 管理者等 公共の場所の土地所有者、占有者及び管理者をいう。
- (6) 公共の場所 市内の道路、河川、海岸、公園その他の公共の用に供する場所をいう。
- (7) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
- (8) 飼い犬等 飼い犬、飼い猫その他の愛玩動物をいう。

(市の責務)

**第3条** 市は、空き缶等のポイ捨てを防止するため、市民等、事業者及び管理者等に対して、環境美化の啓発に努めなければならない。

(市民等の責務)

**第4条** 市民等は、その住居周辺の環境美化に努めるほか、家庭外において自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収容するように努めなければならない。

(事業者及び管理者等の責務)

**第5条** 事業者は、その事業活動によって生じる空き缶等のポイ捨てを防止するため、消費者に対する啓発に努めなければならない。

- 2 事業者は、事業活動のために製造し、又は販売する飲食物等を収納する容器、包装紙その他これらに類するものを再利用の可能なものへ転換等するように努めなければならない。
- 3 事業者のうち自動販売機等を設置し、販売しようとする者は、当該設置場所に回収容器を設置し、当該回収容器を適正に管理し、及び回収した空き缶等を再利用するよう努めなければならない。
- 4 管理者等は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する公共の場所において、空き缶等のポイ捨てを防止するための対策を講じ、空き缶等その他ごみの散乱があった場合は、自ら回収し、又は処分するよう努めなければならない。
- 5 事業者及び管理者等は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

**第6条** 飼い犬等の飼い主は、飼い犬等を屋外に連れ出す場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い犬等を綱又は鎖でつなぎ、制御できるようにすること。
- (2) 飼い犬等のふんを処理するための用具を携行し、排せつしたふん等は、持ち帰り、処理すること。
- (3) 飼い犬等のふんにより公共の場所又は他人の土地、建物若しくは工作物を汚したときは、直ちに清掃すること。

(委任)

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。